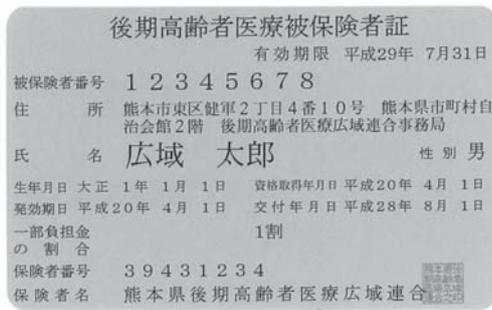


後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

被保険者証の変更や保険料などについてお知らせします

■8月1日(月)から被保険者証が変わります

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証(黄色)の有効期限は、7月31日(日)までとなっております。



▲8月1日(月)からの新しい被保険者証(オレンジ色)は、簡易書留にてご自宅に郵送します

●新しい被保険者証は「オレンジ色」です

8月1日(月)から使用できる新しい被保険者証(オレンジ色)を、今月

中に簡易書留にて郵送します(受け取りには、印かんが必要です)。現在お持ちの被保険者証(黄色)は、

8月1日(月)以降に確実に処分していただくか、町住民生活課に返却してください。

●負担割合が変わった場合には、被保険者証をお返しくください

負担割合が1割から3割、3割から1割になった被保険者証につきましては、受診時の間違いを防ぐために必ず町住民生活課へ返却してください。

●新しい被保険者証は「臓器提供意思表示」もできます

また、新しい被保険者証は、裏面に「臓器提供意思表示」ができるようになっていきます。

臓器提供の意思表示をする場合は、ボールペンで必要事項を記入してください。個人情報保護のためのシールは町住民生活課窓口に用意していますので、お気軽におたずねください。

■限度額適用・標準負担額減額認定証が変わります

現在の限度額適用・標準負担額減額認定証(黄色)は、7月31日(日)が有効期限です。認定証(黄色)をお持ちで8月1日(月)以降も引き続き

該当する人には、被保険者証(オレンジ色)と一緒に新しい認定証(オレンジ色)を郵送します。

なお、限度額適用・標準負担額減額認定証は、被保険者の属する世帯全員が住民税非課税の場合に交付されます。

■平成28年度の保険料額が決定します

7月中旬に、後期高齢者医療被保険者の皆さんに平成28年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

保険料額は、均等割額(47,900円)と所得割額(基礎控除後の所得額の9・26%)を合計した金額で、年額57万円が上限額です。

●所得額によって保険料が軽減される場合があります

なお、所得の低い人については、平成27年度に引き続き保険料が軽減され

■医療費の自己負担限度額(月額)

適用区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		15,000円

■入院時の食事代の標準負担額(1食)

適用区分	入院日数	金額
区分Ⅱ	過去12か月で90日までの入院	210円
	過去12か月で91日を越える入院(再度申請が必要)	160円
区分Ⅰ		100円

ます。

また、後期高齢者医療保険の資格を得た日の前日に、被用者保険（協会けんぽ・健保組合・共済組合など）加入者に扶養されていた人については、自分の間は均等割額が9割軽減され所得割額は掛かりません。

■7月から保険料の徴収がはじまります

後期高齢者医療保険料は、年金からの差し引き、納付書での支払い、口座振替のいずれかにより納めていただく

こととなります。

●口座振替での納付がとても便利です

年金からの差し引きや納付書での支払いをされている人についても、手続きをすると口座振替に切り替えることができます。

ただし、確実な納付が見込めない人については、口座振替へ変更できない場合があります。

■平成28年熊本地震に伴う保険料の減免について

後期高齢者医療保険料については、

県後期高齢者医療広域連合において、平成28年熊本地震の影響に伴い保険料の減額免除を実施します。

減免の対象となる人は、町が発行する罹災（りさい）証明書において居住する住宅が全壊または半壊（大規模半壊を含む）に該当する被保険者などです。

保険料の減免を受けるには、町住民生活課への申請が必要です。

▼申請手続きに必要なもの

・後期高齢者医療保険被保険者証

- ・罹災（りさい）証明書（写しでも可）
- ・印かん
- ・預金通帳

詳しくは、町住民生活課までお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

・町住民生活課

TEL 096-234-1113

(内線105)

✉ klg204@town.kosa.lg.jp

・町公式ウェブサイト

URL <http://www.town.kosa.kumamoto.jp>

平成28年度から始まる歯科口腔(こうくう)健診を受診しましょう

平成28年度から、後期高齢者医療制度加入者の歯と口の健診が始まりました。

身体の健康と合わせて口の中の健康を保っておかないと、飲み込む機能が低下するだけでなく糖尿病や心臓病など全身の病気に掛かりやすくなり、要介護状態まで進んでしまう恐れがあります。

特に、高齢になると、むせたり、のどにつかえたりすることが多くなり、口の中の細菌などが誤って肺に入り肺炎を起こすこともあります。

毎年1回「歯科口腔(こうくう)健診」を受けて、元気な歯と口を保ちましょう。

【対象者】

後期高齢者医療制度の加入者

※老人ホームに入所されている方や長期間（6か月以上）病院に入院されている方、ほかの公共事業で同じような歯科健診を受診された方は対象になりません。

※7月中に、対象者へお知らせします。

【実施期間】

8月1日（月）～10月31日（月）

【健診機関】

町が契約している歯科医院（上益城郡歯科医師会）

【自己負担額】

400円

【検査項目】

問診、歯、入れ歯の状況、かみ合わせ、口腔内の異常、飲み込む機能など

【申し込み方法】

健診を希望する方は、町住民生活課で申し込み後に町が発行する受診券を持って健診機関で受診してください。詳しくは、対象者にお知らせします。

▼お問い合わせ先

・町住民生活課 TEL 096-234-1113（内線105）

✉ klg204@town.kosa.lg.jp

・町公式ウェブサイト

URL <http://www.town.kosa.kumamoto.jp>